

船舶事故等調査報告書

平成26年11月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014門第53号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成26年5月11日 09時00分ごろ
発生場所	関門港若松区洞海湾の藤ノ木水路南方 福岡県北九州市所在の二島信号所から真方位042°680m付近 (概位 北緯33°53.5′ 東経130°46.9′)
事故等調査の経過	平成26年5月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	作業船 第十一 ^{わかとう} 若濤丸、19トン
船舶番号、船舶所有者等	260-27443島根、有限会社太陽海事開発
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	船首船底に擦過傷
事故等の経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、船長が、操舵室の椅子に腰を掛け、レーダー及びGPSプロッターを見ながら、手動操舵により、付近の造船所に向け、藤ノ木水路を約5ノットの対地速力で西進中、平成26年5月11日09時00分ごろ、藤ノ木水路の左舷標識である緑色浮標の南側を航行したところ、同浮標南方沖に広がる浅瀬に乗り揚げた。 付近の造船所職員が乗揚に気付き、海上保安庁に通報し、本船は巡視船及び造船所作業船に引き出されて造船所に上架された。 (付図1 事故発生経過概略図 参照)
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2 海象：潮汐 下げ潮の初期
その他の事項	本船の喫水は、船首約1.3m、船尾約2.0mであった。 船長は、洞海湾の航行経験がなかったが、左舷標識の南側でも陸岸から離れていれば、航行できると思った。 船長は、レーダー及びGPSプロッターを使用していたが、GPSプロッターには詳細な水深が表示されていなかった。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、藤ノ木水路を西進中、船長が、左舷標識の南側でも陸岸から離れていれば、航行できると思い、同標識の南側を航行したことが

	<p>ら、同標識南側の浅瀬に向けて航行することとなり、浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、藤ノ木水路を西進中、船長が、左舷標識の南側でも陸岸から離れていれば、航行できると思い、同標識の南側を航行したため、浅瀬に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>若松海上保安部は、藤ノ木水路付近で乗揚が多発し、その6割が造船所に向かう船舶であったので、平成26年2月に造船所及び関係者に乗揚防止の注意喚起依頼を行っていた。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、不慣れな海域を航行する場合、あらかじめ海図などを見てGPSプロッターに安全なコースを設定し、設定したコースどおりに航行すること。

付図1 事故発生経過概略図

